

評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	（仮称）みどりの南小学校建設事業
事業期間	令和2年4月～令和6年3月
概算事業費	約45億円
事業目的	みどりの学園義務教育学校の分離新設校として建設し、教室不足と過大規模校化の解消を図る。
事業概要	・用地取得（みどりの南14番地1：25,000.05㎡、みどりの南13番地1：6,498.83㎡） ・小学校の校舎及び体育館建設、グラウンド整備 一式工事
適用除外とする理由	要綱第3条第1項第7号該当 （理由）みどりの義務教育学校の児童数が急増しており、教室不足を生じさせないためには、令和6年4月開校が必須となる。開校までのスケジュールを考慮すると、事業を早急に進めなければ対応ができない状況にあり、緊急を要することから適用除外とするもの。

【問合せ先】

教育局教育施設課
担当 入江・小菅

(仮称) みどりの南小学校建設事業について

《事業概要》

- ・用地取得：① つくばしみどりの南 14 番地 1 (県有地 25,000.05 m²)
② つくばしみどりの南 13 番地 1 (県有地 6,498.83 m²)
- ・建設規模：小学校の校舎 (30 学級分程度)
体育館建設、グラウンド整備 一式工事

《事業実施スケジュール》

令和 2 年 7 月 県有地取得 (令和 2 年 6 月議会上程予定)

令和 2 年 6 月～令和 4 年 2 月 基本・実施設計

令和 4 年 7 月～令和 6 年 2 月 建設工事 (令和 4 年 6 月議会上程予定)

《事業概要説明》

平成 30 年 4 月に開校したみどりの学園義務教育学校における超過大規模校化と教室不足に対応し、教育環境の改善を図るため、萱丸地区沿線開発地域内南側の茨城県保有地である、小学校用地 (25,000.05 m²) とそれに隣接する公益施設用地 (6498.83 m²) を取得し、新たにみどりの学園義務教育学校の分離新設校として小学校建設を行う。早急に分離新設校を建設することで、みどりの学園義務教育学校学区内の児童生徒に対し、よりよい教育環境を提供することが本事業のねらいである。

なお、事業の実施に際し、つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱第 5 条で定める評価の視点について、以下のように整理している。

(1) 事業の必要性

現在、改定作業中の「つくば市学校等適正配置計画」のなかで市内各校の児童生徒数の推計を実施したところ、平成 30 年 4 月に開校したみどりの学園義務教育学校について、学区内の宅地開発が進み、予想を上回る子育て世代の流入によって、2030 年頃にピークとなり、約 4,000 人を超える児童生徒数が見込まれている。

現在、現学校敷地内に 16 教室程度の増築校舎を建設中であり、更に令和 2 年度に 20 教室程度増築校舎建設を計画しているが、令和 6 年度には保有教室数を上回る児童生徒数及び学級数となる見込みであり、教室不足が生じることが予想される。

このため、早急に分離新設校を建設することで学習の場とより良い教育環境を

整備することが必須である。

(2) 事業の妥当性

みどりの学園義務教育学校の分離新設校として、つくばエクスプレス沿線開発事業当初より学校用地として計画されていた、みどりの南の茨城県保有地に小学校を建設する。

規模については、現みどりの学園義務教育学校区内のエリアを新たに区切ること想定し、30 教室程度の規模の小学校を建設する。なお、学区については、今後、学区審議会等を開催していくなかで決定していく。

また、建設予定地についてであるが、用地面積は①つくばしみどりの南 14 番地 1 および②つくばしみどりの南 13 番地 1 の 2 筆で、合計約 31,500 m²程度である。「つくば市域の土地区画整理事業（萱丸地区、島名・福田坪地区、葛城地区、上河原崎・中西地区）の推進に関する確認書」のなかで、学校用地としてつくば市が茨城県より購入する場合、適正取引価格の 53% の価格で購入することができることとなっている。これらを踏まえ、上述の用地を取得し、事業展開をすることとした。

(3) 事業の優先性

(1) でも述べたとおり、みどりの学園義務教育学校では児童生徒数の急増を受け、現状のままでは、令和 6 年度には教室不足が生じることが予想される。

学校建設には相当期間が必要である。つくば市では、平成 24 年開校の春日学園義務教育学校以降、4 校の新設校を建設してきたが、これまでの実績をみると、基本・実施設計業務に約 2 年、建設工事に約 2 年を要するため、教室不足が予想される令和 6 年 4 月に新設校を開校させるには、早急な事業着手が必須である。

(4) 事業の有効性

今回、30 学級分程度の規模で新設校を建設する予定であるが、事業未実施の場合、みどりの学園義務教育学校の児童生徒数は 4,000 人を超え、学級数でいうと約 110 学級分に相当する。事業の実施により、学習の場とより良い教育環境を整備する。

(5) 事業の経済性・効率性

(2) でも述べたが、茨城県保有地を学校施設建設のために購入する際は、適正取引価格の 53% の価格で購入することができる。

また、建設工事費については、文部科学省により交付される「公立学校施設整備費負担金」や「学校環境改善交付金」などの国庫補助制度を最大限活用し、財源確保に努める。さらに、建設公債なども活用しながら、財源の平準化も図り、事業を展開していく。

(6) 地域への対応

みどりの学園義務教育学校の地域の皆さまや保護者の方々にご理解とご協力を得られるよう学校と連携しながら、現状と今後の計画について丁寧に説明を行っていく。

また、学区の再編等についても、地域への説明会を行い、意見の集約に努め学区審議会の答申を踏まえて決定していく予定である。

(仮称)みどりの南小学校施設整備スケジュール

現保有普通教室数:38																																																																									
No	年度 月	令和元年(2019年)												令和2年(2020年)												令和3年(2021年)												令和4年(2022年)												令和5年(2023年)												令和6年(2024年)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	敷地内増築	敷地内増築①												供用開始	敷地内増築②												供用開始																																														
		保有教室数38⇒54												現テニスコートに20学級程度増築 (令和5年度まで対応) 保有教室数54⇒74																																																											
	(仮称)みどりの南小学校 30学級分程度														基本・実施設計													建設工事												供用開始																																	
														令和2年度当初予算 用地取得費、基本実施設計費 計上																								6月議会:工事請負契約議決予定																																			

公益施設用地位置図(萱丸地区)

■萱丸地区 土地利用計画図(第3回事業計画変更)

